

いま、なぜ情報倫理か

関西大学

名和 小太郎

情報倫理とはなにか

現在、情報通信技術は目ざましい発展を遂げ、その成果は私たちの社会にさまざまなメリットをもたらしている。だが同時に、おなじ成果が社会にデメリットも引き起こしている。問題は、このデメリットのなかに、多くの人びとに迷惑を与え、場合によっては人権を侵すようなものもあることである。たとえば、インターネット上における名誉棄損、プライバシー侵害、著作権侵害などがある。その具体的な事例については毎日メディアが報道しているので、あるいは文献1)、5)、10)が詳しく示しているので、ここでは省く。これが「いま、なぜ情報倫理か？」の意味である。

この報告は「いま、なぜ情報倫理か？」に答えるものである。したがって情報倫理について、その特性を洗い上げ、その意味を確認することを狙っている。当然ながら情報処理学会の「倫理綱領」も対象となる。

ただし、ここでは情報倫理について「Xをせよ」というような個々の規範を列挙することはしない。それらはインターネットから容易にダウンロードできるからである。たとえば“Ethics and the Internet”(RFC1087)を

見よ。

本論に入る。まず倫理とはなにかについて吟味しておこう。倫理は社会の秩序を維持するために不可欠な規範の1つである。ただし、おなじく社会規範である法律とは違う。

現代社会は「私的自治の原則」という理念に立っている。この理念は、第1に個人は自由かつ平等であり、第2に個人を拘束するものは各人の意思である、というものである。この原則を保障するためには強制力ある社会的規範が必要であり、これが法律となる。

私的自治の原則にてらせば、法律はなるべく少ないほうがよい。この意味で法律を補完する規範が必要であり、それが倫理と呼ばれるものである。私的自治の原則に対応する倫理は、他者に危害を及ぼさない範囲で自己決定権を行使できるというルールである。ここでは「自己決定」と「他者危害」というコンセプトがキーとなる。このルールを「他者危害の原則」という。

しからば、ネットワーク社会においても「他者危害の原則」が通用するのか。いや、不十分になってしまった。なぜか。第1に自己決定についてみると、未成年者と成人、アマチュアと専門家、個人と企業が、直接ネットワークを通じて交渉する環境が生じ、当事

者が自由かつ平等であるという私的自治の前提については、それが崩れてしまった。

第2に他者危害についてみると、ネットワーク社会では名誉棄損、プライバシー侵害などの非物理的な危害が極端に増えている。これらの情報関連の危害は、評価しにくく(多義的)、かつ非可逆的(原状復帰不能)である。したがって、既存の秩序では規律できず、ここに空白部分が生じるが、法律には「法的安定性」という過去の慣性があって新しい環境に対応しにくい。とすれば、当面、新しい倫理規範を作り、空白部分を管理する以外に手が無い。ここにいう新しい倫理規範がつまりは情報倫理である¹¹⁾。

どんな情報倫理綱領があるのか

現在、情報倫理はすでに社会のなかにインストールされており、さまざまな倫理綱領として発表されている。倫理綱領は適用対象を個人とするものであるが、その適用範囲は共通の特性を持つ個人の集団である。

第1に、職能団体のものがある。データ・プロセッシング協会(現情報システム・ユーザー協会)の「情報システ

ム・コンサルタント倫理規定」(1979年)がその例である。

第2に、学会のものがある。情報処理学会の「情報処理学会倫理綱領」(1996年)や電子情報通信学会の「電子情報通信学会倫理綱領」(1998年)が代表例である。海外の情報処理関連学会についてはIFIP Ethics Task Groupが網羅的に紹介している²⁾。

第3に、特定企業が顧客用として作成したものがある。これらは「X社ネットニュース利用条件」のように契約の一部という形をとるものが多い。いずれも倫理綱領という用語を使うことなく、倫理綱領の持つ意味(例、著作権侵害やプライバシー侵害の禁止)を「利用条件」に含ませている。

第4に、企業の社内規定という性格を持つものがある。これらは業務規定の一部として「X社倫理規則」のような形を持っている。この種の「倫理規則」は情報倫理以外の規定(例、企業秘密保護に関する規定)を含むものが多い。

第5に、学校あるいは教育機関が、生徒や学生の管理用に作成した諸規定がある。「X大学ネットワーク管理規定」などの形をとるものが多い。

第6に、不特定多数を対象とした宣言的なルールもある。たとえばInternet Activities Boardの“Ethics and the Internet”(RFC1087, 1989年)がある。いわゆるネチケットとして流通しているものはこの種のものである。

第7に、個人ではなく、法人を対象とした倫理綱領もある。たとえば情報サービス産業協会の「倫理綱領」

(1993年)、電子ネットワーク協議会の「電子ネットワーク運営における倫理綱領」(1996年)がある。前者は企業間取引における顧客への責任を規定したものであり、情報倫理に関する条項は僅かである。後者はエンドユーザへの管理責任を規定したものであり、エンドユーザの反倫理的行為を抑制するための手順集という性格を持っている。さきに示した「X社サービス利用条件」はこのような手順集である。

専門性とはなにか

焦点を学会にしぼろう。学会とはなにか。専門家の集団である。とすれば「専門家」の意味を確認しておく必要がある。聖職者、医師、弁護士が古典的な専門家であった。しからば、現代の専門家の特性はなにか。

第1に、高い専門性を持っている。このために注意義務を持つ。注意義務とは一定水準以上の知識を持っていないことを指す。第2に、広い裁量を持っている。このために忠実義務を持っている。忠実義務とはクライアントの立場で行動しなければならないことを示す。第3に、専門家として集団を組織している。この集団が加入者に資格を与える。第4に、高い社会的身分を持っている。したがってノープレス・オープリングを持たなければならない。ノープレス・オープリングは専門家集団に加入することで自律的に維持される。

後述する研究会において、小林信一は専門家集団をこのように特別視する

ことは一般人を技術論議から排除することになる、と指摘した⁸⁾。

情報処理技術者についてみると、どの条件も原則的には合致する。だが多くの場合、情報処理技術は個人的な能力をはるかに超える規模と複雑性を持っており、したがって第1と第2の特性に関しては、組織(例、企業)が個人に代わって対応するようになっている。この意味では、個人としての責任はその個人を管理する組織によって支持あるいは制約される。

第3と第4の特性についてはどうか。個人が業として情報処理技術を扱うことについてはいかなる公的な資格を持つことも制度的には強制されない。情報処理技術試験の合格者でなくとも、情報処理学会の会員でなくとも、情報処理技術者として仕事を行うことができる。ここが医師や弁護士とは違う点である。医師や弁護士には国家試験があり、これに合格しなければ医師会や弁護士会という職能団体に加入できず、このような団体に属さなければ仕事を禁止されることを、法律は規定している。

しかしどうだろう。すべてとはいわないが、情報処理技術者の仕事であっても、医療とおなじように、社会のなかでクリティカルな意味を持ち、かつ高度に専門的なものもある、といえるようになった¹²⁾。

ここで整理しておこう。倫理綱領の目的はなにか。第1に専門性のシンボルを作るためである。第2に職業集団としての利益を維持するためである。第3にクライアントへの責任を明らかにするためである。第4に専門能力を維持するためである。第5に社会的な位置づけを認識するためである。第6に行動の原則を示し、みずからの理想を掲げるためである²⁾。もちろん、情報処理学会の倫理綱領もこのような機能を持つはずである。

**倫理は社会の秩序を維持するために
不可欠な規範の1つである。
ただし、おなじく社会規範である
法律とは違う。**

**私的自治の原則に対応する倫理は、他者に危害を及ぼさない範囲で自己決定権を行使できるというルールである。
ここでは「自己決定」と「他者危害」というコンセプトがキーとなる。
このルールを「他者危害の原則」という。**

綱領制定過程での討論

情報処理学会の倫理綱領は実は外圧によって作られた。IFIPからの重なる要請があり、これに応じたものであった⁷⁾。倫理綱領制定という高度に自律的であるべき課題が外圧によって強制されたことになる。技術については国際的な動向に敏感な知的集団が、こと倫理については国際的な大勢に疎かったということである。

1995年、学会理事会は倫理綱領の制定のために調査委員会を組織した。このとき独善的なバイアスがかかることを避けるため、非学会員の参加を求めた。そのなかには倫理学者、法律学者、弁護士、ジャーナリストを含んでいた。

綱領はACMの綱領をモデルとし⁵⁾、ウェブおよび討論会によって、会員の批判を受けたうえで確定された。この経過は「倫理綱領調査委員会報告書」(議事録を含む)として公開されている⁷⁾。綱領全文は「情報処理」(Vol.37, No.8, p.793, 1996年)に掲載されている。

この倫理綱領は、第1にネットワーク環境を意識して作られているという点において、第2に社会(国内、国際)の文化的多様性を積極的に認めているという点において、先行するACMやIEEEの倫理綱領を超えている。

ただし、つぎの点において、この綱領は課題を残している⁷⁾。

第1は、組織管理者コードの意味についてである。これを設けても、日本

的企業風土のなかでは空文化するのではないかという恐れがある。この明文化について、委員および会員の意見は分かれたが、委員会としては判断の幅を拡げるために、これを含めることとした。この点については、のちに研究会において杉本泰治が利害関係の相反(conflict of interest)の問題として綿密な分析を示した⁹⁾。

第2は、全13カ条のコードのなかで相互に矛盾を生じる場合、その優先順位をどのようにとるべきかということである。たとえば、迷惑通信の制御にあたって、他者安全の保護条項(1.1条)と運用規則の遵守条項(1.4条)とは競合するだろう。このような点について、本綱領は「具体的な場面における準拠条項の選択や優先度等の判断は、会員個人の責任に委ねられるものとする」とした。

第3は、本綱領が強制力を持たないことにある。「X社サービス利用条件」であれば契約としてユーザを縛ることができ、「X社倫理規則」であれば違反者に対して懲戒処分を行うと明記することができる。しかし、情報処理学会倫理綱領はこのような強制規定を持ってない。参考までに示せば、「情報システム・コンサルタント倫理規定」は規定違反者に対する制裁条項を含んでいる。

一般に、ルールの適用については2つの不安定要因がある。第1は灰色部分をどちらに分類すべきかという線引き問題、第2は複数のルールが競合したときにどれを優先すべきかという

相反問題である⁴⁾。

研究会における討論

学会はフロンティア領域に電子化知的財産・社会基盤研究会を設けている。この研究会は情報倫理をテーマの1つとしている。これまで討論された倫理問題には次のようなものがある。

第1に研究者の倫理について。これを情報処理学会の綱領は明文化していない。塚本享治はこの点について、(1)研究目的の社会的周知、(2)研究の自主性、(3)手続きの公正さ、(4)(1)～(3)に対する責任、が必要であると指摘している⁸⁾。なお、研究者の倫理については、のちに制定された電子情報通信学会倫理綱領が宣言的なものではあるが明文化している。

第2に教育における倫理について。これは初等中等教育における場合と、高等教育における場合とで、その意味を異にしている。前者について香山瑞恵・岡本敏雄・中村直人は、情報倫理を「個人の意思に基づく情報発信・受信に関わる諸活動に対する規範や評価基準」と定義し、教師や親権者によるレイティングシステムの重要性を指摘している⁸⁾。一方、高橋邦夫は、ネットワークをトレーニングの場として使うことを推奨し、このような場いわゆるネチケット類や教師の生活指導経験を活かせるはずであると主張している⁸⁾。

後者について西村恕彦は、規範の中

心をなす法律は規約であり、常識では判断できない場面があると注意したうえで、精神訓話のみでは不足であり、法律の知識を与える必要があると提案している⁸⁾。すでに私立大学情報教育協会は『情報倫理概論』というテキストを発行しているが、その内容はこの意見に合致するものである³⁾。

第3に企業倫理との関係について。これは企業側から見る場合と従業員から見る場合とで異なる。前者については水尾順一が、企業にとっては倫理違反を未然に防ぐために「予防倫理」の採用が不可欠であり、その具体的な手段としては内部警告制度 (whistle blowing) を導入すべきであり、さらにこれを支援するために認証制度を社会的に整備すべきであると提案している⁹⁾。

後者については米田英一が、従業員は上司の指示に反対することは現実には期待できないと悲観論を述べつつ、この制約を外すために技術者の資格制度を導入すべきであると主張している。同時に、このためには学会も職能団体としての機能を果たし得るのではないかと提案している⁹⁾。科学社会学研究者の小林信一もこの討論に参加し、技術者の倫理を支援するための社会システムが不可欠とコメントしている⁹⁾。

第4に問題解決の手順について。技術士の杉本泰治は米国専門技術者協会の倫理規定を参照しつつ、日本では倫理問題の処理手続きについて社会的な同意を得る方法がないと指摘して

いる。加えて、法律や倫理に関する用語を国際的に通用する形で理解することが倫理問題について社会的な合意を得るための前提になると主張している⁹⁾。

第5にインターネット環境の意味について。倫理学研究者の土屋俊はインターネット環境は新しい規範を作るのではないかと思ったが期待外れであったと語り、おなじく倫理学研究者の水谷雅彦はインターネットの匿名性が近代的な主体性と不可分である個人の責任を希薄にしまったと述べた⁹⁾。倫理学者はそろって悲観論を示したことになる。

注意すべきは、企業側に立つ水尾、従業員側に立つ米田、独立人としての杉本、市民側に立つ小林が、おなじように倫理綱領を支援するための社会システムとしてある種の支援組織 (認証システム、資格システムなど) が必要である、と指摘していることである。

なお、学会外のメディアからも依田聖が、情報処理学会の倫理綱領に焦点をあてながら、学会は職能集団としての規律を持たなければならず、これを市民への説明責任と両立させるべきであると論じている⁶⁾。

最後に要約しよう。技術者はこれまで「可能なことは実現しなければならぬ」というブレークスルーの理念のもとで行動してきた。だが今後は、その行動を律するための社会的なガイドラインが不可欠となるはずである¹²⁾。さらに、そのガイドラインは倫理綱領という自律的規律であるだけでは不十

分であり、市民社会からなんらかの形で認知されたものでなければならない。現在、科学社会論の研究者集団が試みている市民コンセンサス会議は、その具体的な実践といってよいだろう。この会議は1999年度にはインターネットを主題にしている (朝日新聞「社説」, 1999年7月20日)。

なお、技術者の倫理というテーマの隣には技術者の社会的責任というテーマがあるが、本報告ではこれにふれなかった。

参考文献

- 1) Denning, D. E. and Lin, H. S. (ed) : Rights and Responsibilities of Participants in Networked Communities, National Academy Press (1994).
- 2) IFIP Ethics Task Group: Ethics of Computing: Information Technology and Responsibility (1994).
- 3) 私立大学情報教育協会: 情報倫理概論 (1995).
- 4) Harris, C. E., Pritchard, M. S. and Rabins, M. J.: Engineering Ethics: Concepts and Cases, Wadsworth Publishing (1995) (日本技術士会訳: 科学技術者の倫理: その考え方と事例, 丸善 (1998)).
- 5) Bowyer, K. W.: Ethics and Computing: Living Responsibility in a Computerized World, IEEE Computer Society Press (1996).
- 6) 依田 聖: 倫理綱領と技術者運動, 技術と人間, 7月号, pp.30-47 (1996).
- 7) 情報処理学会: 倫理綱領調査委員会報告書 (1997).
- 8) シンポジウム: 情報倫理教育, 情処Gr研報, Vol.97, EIP-2, pp.1-39 (1997).
- 9) シンポジウム: 技術者と倫理, 情処研報, Vol.99, No.11, pp.95-134 (1999).
- 10) 水谷雅彦編: 情報倫理学研究資料集, 京都大学文学研究科 (1999).
- 11) 加藤尚武: 科学技術と倫理, 科学技術のゆくえ—科学技術は自然を超えるか, ミネルヴァ書房, pp.312-330 (1999).
- 12) 名和小太郎: 情報倫理—消費者vs専門家, デジタル・ミレニアムの到来, 丸善, pp.169-193 (1999).

(平成11年8月23日受付)

